

平成27年度 風評対策強化指針関連事業一覧

番号	事業名	所管省庁
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施		
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
2	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	農林水産省
3	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
4	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
5	水産業共同利用施設復旧支援事業	農林水産省
6	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	文部科学省
7	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
8	地方消費者行政推進事業	消費者庁
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
9	環境放射線測定等に必要な経費	原子力規制庁
10	環境モニタリング調査	環境省
11	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
12	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
13	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
14	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
15	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金	文部科学省
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
17	学校教育における放射線に関する教育の支援	文部科学省
18	政府広報の実施	内閣府
19	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	原子力規制庁
20	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等	環境省
21	放射線による健康不安対策事業	環境省
22	個人線量に基づく放射線健康不安対策事業	環境省
23	外国報道関係者招聘事業	外務省
24	風評被害対策海外発信支援事業	外務省
25	地方消費者行政推進事業	消費者庁
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する		
1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等		
26	福島産農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
27	農産物等消費応援事業	農林水産省
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	経済産業省
29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	経済産業省
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
31	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
33	森林整備加速化・林業再生交付金のうち特用林産物競争力強化事業	農林水産省
34	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	農林水産省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等		
35	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
36	東北地域観光復興対策事業	国土交通省
37	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省
38	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
40	在外公館による啓発講演事業	外務省
41	在外公館文化事業	外務省
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省

平成27年度 風評対策強化指針関連事業表 (27年度実績)

番号	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管省庁
強化指針1 風評の源を取り除く				
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施				
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。	○農畜産物等の放射性物質について、関係都県の要望に応じて、契約検査機関で検査を実施した。 ※放射性物質低減対策検証調査等については26年度まで。	農林水産省
2	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。	○営農指導者等を対象とした研修会を開催し、昨年度本事業で作成した、畜産物の放射性物質汚染防止のための危害管理ガイドラインの活用方法等について周知・普及を図った。 ○畜産物に係る消費者の信頼確保に向けた取組として、畜産物の放射性物質汚染防止のための生産者の取組等に係るシンポジウムを開催し、理解醸成を図った。	農林水産省
3	食品中の放射性物質対策	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。	○市場で流通する食品を購入し、放射性セシウム、放射性ストロンチウム及びプルトニウムの濃度を測定した(マーケットバスケット調査:全国15地域、14食品群)。 ・平成27年5月に、平成26年2-3月採取分についての調査結果を公表済(ストロンチウム、プルトニウム)。 ・平成27年5月に、平成26年9-10月採取分についての調査結果を公表済(セシウム)。 ・平成27年7月に、平成26年9-10月採取分についての調査結果を公表済(ストロンチウム、プルトニウム)。 ・平成27年11月に、平成27年2-3月採取分についての調査結果を公表済(セシウム)。 これらの調査結果から、食品中のセシウムから受ける線量は基準値の設定根拠である年間上限線量(1mSv/年)と比較して極めて小さいこと、ストロンチウムは原発事故以前の範囲内であること、またプルトニウムは検出されなかったことが判明した。 ○流通段階の食品を買い上げ、1,000検体の放射性物質検査を行った結果、98.8%が基準値以内であった。基準値を超過する検査結果が得られたものについては、自治体に情報提供した。その結果、モニタリング検査の強化など、必要な対応が取られた。	厚生労働省
4	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。	○東日本の沿岸・沖合海域や湖沼・河川に生息する水産物から採取した18,801検体について放射性物質の分析を実施し、分析結果を随時水産庁ホームページに掲載して広く国民に公表した。	農林水産省
5	水産業共同利用施設復旧支援事業	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要な不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。	○福島県において12台の放射能測定器の導入を支援。	農林水産省
6	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県で事業を実施。検査の結果、基準値を超えるような値は検出されていない。	文部科学省
7	放射線量測定指導・助言事業	工業製品等の風評被害への対策として、工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言事業を行う専門家チームを派遣する事業等を実施する。	○福島県を中心とした企業等からの要請に応じて、工業製品等の放射線量測定等を行うとともに指導・助言を行った。 相談件数:76件、測定実施件数:1878件(平成27年4月1日~28年3月末)	経済産業省
8	地方消費者行政推進事業	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に「地方消費者行政推進交付金」を交付。	被災4県において、食品等の放射性物質検査等に係る事業、東日本大震災に伴う消費生活相談への対応に係る事業、その他の東日本大震災に伴う緊急対応に係る事業を実施。	消費者庁
2. 環境中の放射線量の把握と公表				
9	環境放射線測定等に必要経費	東日本大震災からの復興のため、福島県におけるモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム放射線監視システム等の維持・管理や放射線モニタリングを実施し、国民の安心を確保する。	○福島県内の全市町村及び福島県隣県に設置したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト計約3600台の維持管理及び運用等を実施し、空間線量率等の正確な測定及び迅速な公表に努めた。	原子力規制庁

平成27年度 風評対策強化指針関連事業表（27年度実績）

番号	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管省庁
10	環境モニタリング調査	水環境等一般環境中における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供が必要があることから環境モニタリング調査を実施する。	(公共用水域) ○福島県及び近隣1都7県の約600地点において調査を実施。結果についてWebサイトで公表。 (地下水) ○福島県及び近隣6県の約370地点において調査を実施。結果についてWebサイトで公表。 (海洋環境) ○福島県及び近隣2県において調査を実施(継続モニタリング調査 2県12測点、追跡調査 2県5測点)。	環境省
11	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化し、モニタリング結果の国際的な信頼性の向上を促進。	○従前より、東京電力福島第一原子力発電所の沿岸・沖合において関係機関が海洋モニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を取りまとめた。 取りまとめた結果は、原子力規制委員会による評価・解析結果と併せて、毎週一元的に公表した。 ○海洋モニタリング結果のIAEAへの提供や在外公館等を通じて国際社会へ情報発信を毎週一元的に実施した。 ○平成27年5月及び11月にIAEA環境研究所の海洋モニタリングの専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所周辺の海水を採取し、それぞれ分析を行った。	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ				
12	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	食品中の放射性物質対策に関する理解を促進するため関係府省庁、地方自治体等と連携し意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。	○関係府省庁、地方自治体等と連携し、意見交換会を6回開催。(説明会の参加者アンケートでは、理解できたとする人が平均89%であった。) ○自治体での検査結果等について速やかに公表し、情報の更新を随時行った。 ○食品中の放射性物質については、国内外の関心に対応して、基準値の概要、これまでの経緯、検査法、Q&A、自治体での検査結果、出荷制限、説明会の開催案内等を随時アップデートして、集約し掲載した。また、英語版のホームページにおいても、食品中の放射性物質への対策の概要や検査結果について随時情報発信を行っている。	厚生労働省
13	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費者が理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省、地方公共団体等と連携し、リスクコミュニケーションを全国で展開する。加えて、平成25年度に養成したコミュニケーター(栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象)が、地域において正確な情報提供ができるよう、各種支援を行っていく。	○関係府省をはじめ、地方公共団体や各地の消費者団体等と連携し、消費者理解の増進に資するよう全国で意見交換等を100回開催。加えて、平成25年度事業において養成したコミュニケーターが引き続き地域において正確な情報発信ができるよう、ウェブサイトやメールマガジン配信による情報提供や「食品と放射能Q&A」の提供等の各種支援を実施した。	消費者庁
14	リスクコミュニケーション実施経費	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。	○リスク評価に関するリスクコミュニケーション、地域の指導者や学校教育関係者等を対象とした意見交換会を実施。 ○うち、放射性物質に関するリスク評価についてのリスクコミュニケーションは、関係省庁等と連携し計6回実施。	内閣府
15	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。	○学校や地域における放射線に関する正しい知識の普及を目的として、教員のための放射線基礎コースや自治体職員のための放射線基礎コース、および保健医療関係者等に対する放射線の健康影響研修を実施。 ○放射線被ばくに関する疑問に応えるため、被災地を中心として放射線防護や被ばく医療の専門家を派遣し、平成27年度に31件の講演等を実施。 ○平成26年度に引き続き、放射線による健康不安に関する問い合わせに対応するため、放射線被ばくの健康相談窓口(電話相談)を実施し、平成27年度に435件の相談に対応した。	文部科学省
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。	○活動を継続し、福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施した(平成28年7月末までに250ヶ所で開催、約20,900人参加)。	文部科学省
17	学校教育における放射線に関する教育の支援	放射線に関する教材の検討や作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等) 都道府県教育委員会等の担当者を対象とした説明会において、放射線に関する資料等の作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援の事業趣旨・内容の説明を行う。	○放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした放射線に関する研修等を実施(平成27年度実施回数:66回)。児童生徒等を対象とした放射線に関する理解を深化するための出前授業を実施(平成27年度実施回数:226回)。	文部科学省

平成27年度 風評対策強化指針関連事業表（27年度実績）

番号	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管省庁
18	政府広報の実施	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。 関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。	○食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を政府インターネットテレビに掲載中。 ○平成27年7月に、風評被害の払拭に関するテーマを視覚障害者向け資料（音声広報CD「明日への声」Vol.44）に掲載。 ○平成27年9月15日～20日に、新聞71紙に風評被害を払拭し福島の魅力を伝える広告を掲載。 ○平成28年3月5日にBSミニ番組で風評被害の払しょくを含む復興の現状と取組について放送。	内閣府
19	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	福島原子力発電所事故による県内外の被災住民向けに電話相談窓口を設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。	○福島県住民向けにコールセンターを設置し、一般の方からの原子力災害や放射線等に関する問い合わせに対応し、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図るよう努めた。	原子力規制庁
20	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びに放射線による健康影響等に関する資料の改訂等	国民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成が必要であり、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材育成等を行うため、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会の実施や住民参加型プログラムの開発、各種の研修資料を作成を行う。また、放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、防護対策等について、一元的で分かりやすい統一的な基礎資料を改訂するとともに、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会の講師を育成する。	○関係省庁と専門家で作成した「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を改訂し、環境省のウェブサイトで公開した。また、関係省庁等の情報を集約したポータルサイトのコンテンツ制作、アーカイブページの作成等を実施した。 ○保健医療従事者、教育関係者、自治体職員等を対象にした研修会を福島県内で計21回（447名受講）、福島近隣県では計10回（278名受講）を実施し、人材の育成をはかった。また、福島県内で住民対応にあたる自治体職員等に助言等が行えるコーチの育成研修を、計3回（29名）実施した。 ○住民を対象とした住民セミナーを福島県内で7回（356名参加）、福島近隣県で8回（239名参加）を実施した。また、福島県内で少人数での意見交換会（車座集会）を8市町村10地域（のべ197名参加）で実施した。	環境省
21	放射線による健康不安対策事業	福島県外において、地域住民に対して放射線の健康影響についての住民説明会やセミナー等を開催する。なお、住民説明会やセミナー等においては、個人線量計等による被ばく線量測定の実験等も実施する。	○保健医療福祉関係者、教育関係者、自治体職員等を対象にした研修会を福島県内で計21回（447名受講）、福島近隣県では計10回（278名受講）を実施し、人材の育成をはかった。また、福島県内で住民対応にあたる自治体職員等に助言等が行えるコーチの育成研修を、計3回（29名）実施した。	環境省
22	個人線量に基づく放射線健康不安対策事業	今般の原発事故による放射線健康不安は未だに続いており、復興や帰還の妨げに一因になっている。個人線量を把握することが、放射線の健康影響を理解するために有効とされており、個人線量計やWBCを用いた個人線量を測定し、それらのデータをコミュニケーションに活用することが求められている。このため福島県内の一定の要件の者に対して個人線量計等による個人線量を把握するとともに、それらの測定結果を活用したリスクコミュニケーションを行い、放射線に関する正しい知識の普及を図るとともに、放射線健康不安の解消を図る。	○住民を対象とした住民セミナーを福島県内で7回（356名参加）、福島近隣県で8回（239名参加）を実施した。また、福島県内で少人数での意見交換会（車座集会）を8市町村10地域（のべ197名参加）で実施した。	環境省
23	外国報道関係者招聘事業	世界各国の主要ブレスの記者を対象に、個別又はグループで日本に招へいし、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより日本政府の政策や現地の正確な情報について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を増進し、日本の外交政策の実現可能性を高めるとともに、二国間関係を深化させることを目的とする。さらに、風評被害対策及び日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施する。	○招へい記者のうち、15か国12名の記者に対して、政府関係者からのブリーフや被災地の取材を行った結果、好意的な記事が発信された。	外務省
24	風評被害対策海外発信支援事業	東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体（被災地）と連携し、規制を課している国・地域等で、物産品の安全性、観光等の地方の実情、魅力を総合的に発信する。また、国内においても、在京外交団等に対して、規制を受けている県産品等を紹介しつつ、被災自治体の正確な情報発信を目的とした大臣主催啓発セミナー、PRイベントを開催する。	我が国の農水産品に輸入規制を課している国・地域において、複数の自治体の参加を得て、風評被害対策海外発信支援事業を計4件（平成26年度補正繰越し分2件を含む。）実施した。	外務省

平成27年度 風評対策強化指針関連事業表 (27年度実績)

番号	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管省庁
25	地方消費者行政推進事業	国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、消費者の安全・安心確保のための地域ネットワークの構築、消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等、消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援、土日祝日相談体制の整備、地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組等の促進(食の安全・安心の確保、地域における公益通報者制度の推進)を想定。	政策テーマのうち、風評被害の防止等に関するものとして、愛知県名古屋市、宮城県石巻市において計2事業を本交付金を活用して実施。	消費者庁
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する				
1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等				
26	福島産農産物等戦略的情報発信事業	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。	福島県が行った以下の取組を復興庁と連携して支援。 ○福島県産農産物等についてのメディアセミナー・メディアツアーの開催、TVCM放映及び新聞シンポジウムの開催等メディアを活用したPR ○全国キャラバン隊の派遣(知事等によるトップセールス) ○水産物のPRイベント及び水産物モニターツアーの実施 ○商談会及び交流会の開催 ○県産農林水産物モニタリング情報検索サイト「ふくしま 新発売。」による情報発信、首都圏消費者を対象としたモニターツアー及び量販店における店頭イベントの開催等 ○海外の商談会・展示会等におけるPR ○民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR活動を支援	農林水産省
27	農産物等消費応援事業	「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物の消費拡大を促すための情報発信や官民の連携による民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。	○全国紙2紙、ラジオ、WEB広告、YouTube動画、首都圏のJR各線での車内動画広告等を通じ、復興に向け取り組む生産者の姿や被災地産品等の魅力の情報を広く発信した。 ○また、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、行われた民間事業者が実施したフェア・イベントは1,701件(平成28年3月末現在)となっている。	農林水産省
28	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)により指定をうけた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。	○被災地域における生産設備導入について、南部鉄器(岩手県)や大堀相馬焼(福島県)等の19事業者に対する費用補助を行った。 ○新商品開発や、展示会出展による需要開拓等を実施する8事業者に対する費用補助を行った。	経済産業省
29	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発)を支援する。	○13件の事業を支援し、平成28年3月末時点で商談成約件数は481件、商談成約金額は4.4億円となっている。 なお、制度創設後これまでに累計で63件の事業を支援し、商談成約件数は累計約2,400件、商談成約金額は累計約51億円となっている(平成28年3月末時点)。	経済産業省
30	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。	○福島県とも連携し、風評被害に対処するための花きの周年生産安定生産技術や放射性物質の影響を排除した自給飼料の生産給与による持続的な畜産経営を可能とする生産管理技術等を実証。(本課題も含め、5分野9課題を実施)	農林水産省
31	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。	○防衛省では、レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら年2回の調達を実施し、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達数量を増加させた。 被災地工場産 : 約106万食(21献立中13献立) ※約7億円	防衛省
32	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。	○モンゴル、スリランカとの間で、被災地を含む地方産品を供与するための無償資金協力に係る交換公文(計9億円)を締結するとともに、これらの案件について順次入札が実施された。	外務省
33	森林整備加速化・林業再生交付金のうち特用林産物競争力強化事業	特用林産物の安全・安心の確保や消費拡大に向けた取組等を支援。	○しいたけの安全・安心の確保に向け、百貨店での試食イベントやステッカー等の販促ツールを販売業者に配布し消費拡大を図った。	農林水産省

平成27年度 風評対策強化指針関連事業表（27年度実績）

番号	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管省庁
34	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。	○復興住宅フェアを県内各地で開催し、地域材や地域型復興住宅に関する展示やセミナーを実施。 ○地域材のPRや住宅生産者の紹介のためのパンフレットを作成し、消費者や小学校等に配布。 ○地域の住宅生産者に対し、地域材の安全性等に関する講習会を実施。	農林水産省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等				
35	福島県における観光関連復興支援事業	福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する韓国へのプロモーションや国際定期路線の運休が続く福島空港の再生に向けた取組等、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援	○福島県が実施する国内外プロモーション活動等による風評被害対策や、教育関係者の招請などによる教育旅行再生事業などを引き続き支援。	国土交通省
36	東北地域観光復興対策事業	太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、観光復興に関する課題の抽出や解決策についての調査・検討を実施し、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る。	○ポータルサイト「東北物語」などによる地域の情報発信、東北の旅の魅力を伝えるツアーの企画、東北地方の祭り・景勝地・郷土食・地酒等、地域を代表する観光資源を「100」選として選定し、国内外へ発信するなどの取組を実施。	国土交通省
37	訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	観光立国実現に向けたアクション・プログラム及び日本再興戦略に掲げられた訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指したビジット・ジャパン事業の新たなスタートとして、「クールジャパン」「インベストジャパン」等と一体となった日本ブランドの発信に強力に取り組む。	○東北地方では、平成26年度に引き続き台湾の一般消費者に対するプロモーションイベント「第2回日本東北六県感謝祭」を開催。また、北関東地方では、中国の旅行会社やブロガーを招請等を実施。	国土交通省
38	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	（独）国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。	○東北の風土や文化の魅力を写真や工芸品で紹介する展覧会を引き続き実施するとともに、ミラノ万博において東北の10の祭りによるパレードを実施して復興をアピールするなど、約60件の震災関連事業を実施。	外務省
39	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。	○海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」第16号（20万部制作、計7言語）のコンテンツの一つとして日本流の温泉の楽しみ方を取り上げ、東北地方の温泉（福島・芦ノ牧温泉、青森・青荷温泉）も紹介し、被災地の復興ぶりが感じられるものとした。 ○日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」（計7言語）で、風評被害対策も念頭に「東北から笑顔」と題するトピックを作成。在外公館を通じて海外でテレビ放映が見込まれる。 ○日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」にて、上記「にぽにか」の内容も掲載。（「ジャパン・ビデオ・トピックス」の「東北から笑顔を」については平成28年6月に掲載した。	外務省
40	在外公館による啓発講演事業	日本の有識者を海外に派遣し、日本の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、日本の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。	○欧州、北米、アジアなど、各国在外公館と連携の上、計30件の有識者派遣を実施。有識者による講演会等の機会を利用して、震災以降の国内情勢等を海外に発信し、被災地の現状等を対外発信した。	外務省
41	在外公館文化事業	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	○在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映、さらには復興支援を目的とした日本祭りや東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業等を計13件実施。	外務省
42	三陸復興国立公園再編成等推進事業	東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核として、公園利用施設の整備を行うとともに、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。	○みちのく潮風トレイルについて、新たに岩手県の3区間（約219km）を開通したほか、エコツーリズムの取組支援を行うなど、被災地の誘客促進に繋がる各種取組を継続実施。	環境省